

件名 ミズーリ州における自宅滞在命令の延長について

ポイント

4月16日（木）、コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ミズーリ州居住者に対して既に発令されている自宅滞在命令を5月3日まで延長することが発表されました。内容は、延長前とすべて同じです。状況によってはその後も継続する可能性があります。

本文

4月16日、パーソン州知事は記者会見を行い、コロナウイルス感染症の感染者数が引き続き増加しているため、ミズーリ州居住者に対して既に発令され4月24日までの措置となっている自宅滞在命令を5月3日まで延長することを発表しました。内容は延長前と全て同じですが、同知事は、今回の自宅滞在命令延長をミズーリ州の経済再生に向けた準備のための措置と位置づけています。この自宅滞在命令は4月25日から5月3日までの措置となっていますが、状況によってはその後の継続や、別の措置がとられる可能性もあります。自宅滞在命令が発令されても「必要不可欠な活動」のための外出は可能ですが、感染拡大を防ぐため他人と集まったり接触することのないように注意してください。10人よりも多い人数の集まりは避けてください。

可能な外出の一例は以下の通りです。

- ・スーパーへの買い物
- ・レストランへのデリバリー注文やピックアップ
- ・薬局での薬の購入
- ・病院での診察
- ・ガソリンスタンドでの給油
- ・戸外でのレクリエーション活動
- ・他人の介護
- ・「必要不可欠な仕事」のための通勤

（「必要不可欠な活動（essential services）」「必要不可欠な仕事（essential worker functions）」の詳細については、連邦政府のガイダンスに従うとされています。これについては、4月6日に発令された自宅待機命令の第2項の「essential worker functions」の基準を満たさない職業であっても、経済開発局長に免除を求めることができる」との記載があります。なお、このガイダンスを含め、自宅待機命令の詳細は延長前と全て同じであるため、以下のサイトで確認ができます。

https://content.govdelivery.com/attachments/MOGOV/2020/04/03/file_attachments

[/1419322/Stay%20at%20Home%20Missouri%20Order.pdf](#)
<https://governor.mo.gov/stay-home-missouri-order-guidance-and-frequently-asked-questions>

スーパーや薬局，ガソリンスタンドは通常どおり営業しております。また，ミズーリ州内の学校は，４月９日，州知事により今学期末まで休校とする命令が発令されています。

ミズーリ州の自宅待機命令は，地域ごとに独自の条例や規則等を定めることを妨げておりませんので，各自治体で独自の条例等が設定されることもあります。在留邦人の皆様におかれては，良き市民として今回の命令の遵守に努め，不要不急の外出を避けて，引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため，現在業務体制を縮小しております。平日午前 9 時 15 分から午後 5 時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日，平日午後 5 時以降，翌日午前 9 時 15 分まで（事件，事故，その他緊急の用件）は，音声に従って操作しますと，閉館時の緊急電話受付につながります。